

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支 社 長 田中 直樹

質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 大谷地地区橋梁リニューアル工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>手続開始の公示（説明書）p. 9「3-2. 競争参加資格確認申請書の作成」、および p. 18 「5-10 出資割合合意書の提出」</p> <p>競争参加資格確認申請時に提出する「出資割合合意書等案」の当該構成員の出資割合と、優先交渉権者となった後に提出する「出資割合合意書」の出資割合が異なっても問題ないでしょうか。</p>	手続開始の公示（説明書）p. 7 3-1. (7)③のとおりです。
2	<p>手続開始の公示（説明書）p. 12「4-6. 技術提案ヒアリング（技術対話）」(3)④</p> <p>技術提案の概要説明は、技術提案書のほかに、パワーポイント等を使ったプレゼンテーションを用いることはできますか。</p>	手続開始の公示（説明書）及び別記 2（技術提案書作成説明書）記載の提出方法にて提出をしていただき、ヒアリングを実施します。
3	<p>手続開始の公示（説明書）p. 14「4-8. 技術提案の評価等」</p> <p>技術提案の評価項目「施工ヤード等の制約条件を踏まえた工法等の提案能力」について、具体的な評価項目に「交差道路」、「交差河川」を対象とした評価を行うとありますが、「併走する国道 274 号線」への影響を最小化することは提案対象でしょうか。</p>	「交差道路」及び「交差河川」のみとなります。

4	<p>手続開始の公示（説明書）p.14 「4-8. 技術提案の評価等」</p> <p>技術提案の評価項目「構造体としての安全性を確保する工法等の提案応力」において、評価基準「構造物の一体化及び工期に関して優位な施工方法」の施工方法には、材料や構造に関する提案も含まれるのでしょうか。</p>	そのとおりです。
5	<p>手続開始の公示（説明書）p.14 「4-8. 技術提案の評価等」</p> <p>技術提案の評価項目「構造体としての安全性を確保する工法等の提案応力」のうち、「PC橋の上部工拡幅」において…留意点について、提案に含まれる範囲は以下1)～3)のいずれでしょうか。なお3)の場合は、具体的な提案範囲をご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) PC合成桁橋（清田通橋）のみ 2) PC合成桁橋（清田通橋）とPC中空床版橋（南郷高架橋・厚別高架橋） 3) その他 	PC橋の全てが提案の対象範囲です。
6	<p>手続開始の公示（説明書）p.14 「4-8. 技術提案の評価等」</p> <p>留意事項⑥に「過度なコスト負担を要すると判断される技術提案は・・・との記載があります。そのコストは、技術提案と同時に提出する参考見積書（工事）に基づいて判断されるのでしょうか。</p>	技術提案書、技術提案ヒアリング（技術対話）、参考見積書において判断します。
7	<p>手続開始の公示（説明書）p.14 「4-8. 技術提案の評価等」</p> <p>技術提案の評価項目「コスト縮減に有効な工法等の提案能力」の評価対象である「床版取替」の範囲について、対象となる工種は、床版の撤去・製作・輸送・架設のみと考えてよろしいでしょうか。（既設壁高欄の撤去や、新設壁高欄の設置</p>	床版取替箇所の既設壁高欄の撤去、新設壁高欄の設置についても技術提案の範囲に含みます。

	などは評価対象外でしょうか)。上記の床版の撤去～架設以外に評価対象となる工種がありましたら、ご教示願います。	
8	<p>特記仕様書（参考）</p> <p>P. 13「17. 部分引渡し及び部分使用に関する事項」やその他の諸条件において、床版取替工事における部分引き渡しに関する記述はありません。</p> <p>しかし、提出する様式 7「工事工程表」の左下注釈に「※床版取替は令和 6 年第 3 四半期までに完成させるものとする。」と記載があり、また参考図のステップ図でも令和 6 年度までしか示されておりません。様式 7 の注釈が正なのでしょうか（すなわち床版取替は令和 7 年度に実施してはならないのでしょうか）</p> <p>また、令和 7 年度も上部工工事（例えば壁高欄・飛雪防止柵・照明の撤去・設置など）を施工してよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書（参考）に記載のとおり、本工事において部分引渡しは想定しておらず、工事目的物の完成の都度一般の用に供するため、部分使用を行う予定です。</p> <p>また、様式 7 及び参考図のステップ図のとおり令和 6 年第 3 四半期までの施工を考えています。</p>
9	<p>特記仕様書（参考）p. 4～5「6-3. 交通規制可能時間（日々規制）」</p> <p>一般道の交通規制は(2)に示される 4 路線との交差部のみ可能で、他の路線（例えば国道 12 号）においては、時間帯に関わらず交通規制は一切できないのでしょうか。</p>	<p>設計・施工に関する基本条件書 p. 3 「施工条件」－「施工方法」に記載のとおり、交差する一般道路については夜間（21 時～6 時）において交通規制可能であり、桁架設時には夜間通行止めは可能です。</p>
10	<p>実施設計 特記仕様書（案）p. 2「1-4 資料の貸与」</p> <p>技術提案のため、「詳細点検報告書」における点検内容（項目、箇所等）をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>今回の技術提案においては、「詳細点検報告書」は閲覧対象としません。</p>

1 1	<p>実施設計 特記仕様書（案）p.6「2-3 上部工拡幅設計 2-3-1 設計種別」</p> <p>「鋼 3 径間連続鋼桁橋 A 2」の摘要が「P68～P81」となっていますが、「P68～P71」ではないでしょうか。ご確認をお願いします。</p>	ご指摘のとおり「P68～P71」です。
1 2	<p>設計・施工に関する基本条件書 p.3 「施工条件」－「施工期間」</p> <p>「車線規制とは通行可能車線数を 2 車線から 1 車線へ減少させることをいう」とあります。車線規制が不可となっている雪氷対策期間（12 月 1 日～3 月 31）について、質問します。</p> <p>(1) 必要な幅員は、現状の幅員（片側：車道 3.5m×2 車線+路肩）を保持しなければならないのでしょうか。</p> <p>(2) 上部工着手後の雪氷対策期間において、中央分離帯の構造は移設可能な防護柵でもよろしいのでしょうか、それとも現状のようなコンクリート製壁高欄・ガードレールと同等の構造としなければならないのでしょうか。</p>	(1) 現状の幅員を保持する必要があります。 (2) 車両用防護柵の機能を有している必要があります。
1 3	<p>設計・施工に関する基本条件書 p.3 「施工条件」－「施工期間」</p> <p>「国道 274 号に工事に伴う渋滞を発生させてはならない」とあります。国道 274 号に関する交通量（通年、曜日ごと月平均）の実績データを提供いただけないでしょうか。</p>	御社にて必要に応じて調査して下さい。なお、平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査は一般公開されています。

1 4	<p>設計・施工に関する基本条件書 p.3 「施工条件」－「施工方法」</p> <p>「工事中については、高速道路及び一般道の建築限界高さ(H=4.5m)を確保するものとし、(略)」とあります。国道274号と道央自動車道との離隔及び相対的な高さの分かる図面を提供いただけないでしょうか。</p>	交付図書及び閲覧資料においてご確認ください。
1 5	<p>設計・施工に関する基本条件書 p.3 「施工条件」－「使用できるヤード」</p> <p>「高架下用地は立入防止柵内であれば自由に使用可能である。」との記載があります。協議の上、立入防止柵の任意の場所に、新設の門扉を設置することは可能と考えてよろしいでしょうか。その場合、道路管理者との協議が必要な提案と判断され、評価対象とならないのでしょうか。</p>	新設の門扉を設置することは可能です。 道路管理者との協議が必要な提案であっても、「不適格」と評価することはありません。
1 6	<p>技術提案書等について</p> <p>(1) 様式4-1～4-6 提出時、ページ下部の《記載上の注意事項》を削除してよろしいでしょうか。</p> <p>(2) 様式5 設計業務実施体制 担当技術者①～④は、優先交渉権者として選定された後に変更することは可能でしょうか。</p> <p>(3) 様式5 設計業務実施体制 担当技術者①-2～④-2は、優先交渉権者として選定された後に変更することは可能でしょうか。</p> <p>(4) 様式5 設計業務実施体制 担当技術者①-2～④-2は、「技術提案書等錯節説明書4(2)設計業務実施体制(様式5)」記載上の注意事項には資格要件が記載され</p>	<p>(1) 削除しても構いません。</p> <p>(2) 変更できません。</p> <p>(3) 担当技術者①-2～④-2は必要に応じて配置すれば良いため、変更することは可能です。</p> <p>(4) そのとおりです。</p>

	ていません。資格要件は無いものと考えてよろしいでしょうか。	
1 7	<p>【設計・施工に関する基本条件書 P2、3】</p> <p>設計・施工に関する基本条件書 P3 の施工時期の備考欄に「車線規制とは通行可能車線数を 2 車線から 1 車線に減少させることをいう」とあります。設計・施工に関する基本条件書 P3 の高速道路の車線規制が不可能な時期（①GW期間中、②夏期繁忙期、③雪氷対策期間）に車線規制を行わない状態とは、基本条件書 P2 の施工時の道路規格で、上下線共 2 車線通行を確保することと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①GW期間中、②夏期繁忙期については基本条件書 P2 施工時の道路規格で上下線とも 2 車線通行を確保することが必要です。</p> <p>③雪氷対策期間については冬季休止期間のため、基本条件書 P2 の施工時の道路規格には該当しません。現状の幅員を確保する必要があります。</p>
1 8	<p>【大谷地地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P1、P2】</p> <p>施工内容一覧表内、施工内容欄より、大谷地高架橋 P71-P98 間の床版接続箇所以外の床版防水の施工無しと解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>また、床版防止工の記載は床版防水工と解釈してよろしいでしょうか。</p>	そのとおりです。
1 9	<p>【大谷地地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P4】</p> <p>ゴールデンウイーク、夏季混雑期に車線規制を実施せず上下線共 2 車線通行を確保していれば作業を行うことは可能でしょうか。また、冬季休止期間中は、上部工の工事を行つてはならないこととなっていますが、車線規制を実施せず上下線共 2 車線通行を確保していれば作業を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>ゴールデンウイーク、夏季混雑期、冬季休止期間において車線規制を実施せず上下線とも 2 車線通行を確保していれば作業を行うことは可能です。</p> <p>なお、冬季休止期間中の作業に対する取扱いについては、「特記仕様書（参考）P4 6-1 冬季休止期間」のとおりです。</p>

2 0	<p>【大谷地地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P23】</p> <p>「21-9 高欄取替工」の施工内容は上部工拡幅対象橋梁となっていますが、上部工拡幅対象橋梁のうち、「21-6 コンクリート床版撤去工」に記載の範囲（床版取替工及び全面打換工対象橋梁の壁高欄）を除いた壁高欄が対象ということでしょうか。大谷地高架橋終点側（P71～A2）は、大谷地インターからの車両進入部を含むため高欄取替工の対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	そのとおりです。
2 1	<p>【大谷地地区橋梁リニューアル工事 参考図 1. 数量総括表】</p> <p>「参考図 1. 数量総括表」以外の工事数量及び数量計算書をまとめたものがあればご提示願います。</p>	参考図 1. 数量総括表のみとなります。
2 2	<p>【手続き開始の公示（説明書）P11～12 4-4. 技術提案書等】</p> <p>手続き開始の公示（説明書）P11～12 4-4. 技術提案書等のうち、（様式 6-1, 6-2）参考見積書の工種・名称・項目欄、（様式 7）工事工程表の工種・種別欄は、技術提案書記載内容に即して変更してよろしいでしょうか。</p>	様式どおりに記載してください。
2 3	<p>【手続き開始の公示（説明書）P14 設計業務実施体制、様式 5 設計業務体制】</p> <p>再委任（託）とは、調査等共通仕様書の 1-19 調査等の再委任等のことで、第 3 者への委任又は請負（いわゆる下請け）のことでしょうか。また、「再委任の主たる部分」について、調査等共通仕様書 1-19-1-(3) より、特記仕様書に定める「主たる部分」をご提示ください。</p>	特記仕様書（案）のとおり、別途定める「主たる部分」はありません。

24	<p>【様式2 技術資料】</p> <p>別記1（技術資料説明書（技術資料様式））に、『本説明書に添付している「様式2 技術資料」を参考に作成すること』とあることから、特定JV構成員が4社以上の場合は、申請書記入欄、発注者使用欄を追加して作成することによろしいでしょうか。</p>	<p>様式2（技術資料）における企業の同種工事実績について、特定JVを構成して競争参加をする場合は、1列に1構成員を記載するのではなく、工事種別毎に構成員数に応じて構成員①から③の欄に実績を記載して下さい。</p>
25	<p>【別記2（技術提案書等作成説明書）4-(2)】</p> <p>1. 申請書提出時に複数の設計技術者を記載し、技術提案書等の提出時点において、技術者を特定することが困難な場合は、技術者氏名欄に「申請書に記載した技術者の中から配置」と記載とあります。担当技術者①～④は、設計管理技術者が兼ねができるとあるため、様式5の該当欄に、「申請書に記載した設計管理技術者の中から配置」と記載してもよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。 ただし、申請書に記載の無い技術者を担当技術者①～④に配置することはできません。</p>
26	<p>【手続き開始の公示（説明書）P6 3-1. 競争参加資格(5)-②-3】</p> <p>「同種工事 e 鋼橋の工場製作」について、証明資料として、コリンズの他にどのような書類が必要か、ご教示ください。</p>	<p>別記1（技術資料作成説明書（技術資料様式））のとおりです。</p>
27	<p>手続き開始の公示 P7</p> <p>手続き開始の公示 3-1. (7)③には、「各複数構成員工事種別に係る…の案が作成されている事」と記載されておりますが、「橋梁補修工事」において複数の構成員が担当する場合に、別途「出資割合合意書等」により出資比率を取り決めるのは無く、工事内容を考慮して、乙型JV協定書の中で「橋梁補</p>	<p>手続き開始の公示に記載のとおり、『「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」の案』及び『構成員の出資の割合を確認することができる合意書等の案』を提出してください。</p>

	修工事」に関する種別を「鋼橋に係る橋梁補修工事」と「RC 橋及び PC 橋に係る橋梁補修工事」に分けて記載することにより、施工分担を取り決める方法でも認めて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。
--	---

以 上